

学校図書館は、学校図書館法に基づき設置されているものでございます。学校図書館は、学校における教育活動及び読書活動を通して、児童・生徒に思考力、判断力、批判力及び感性を育み、生涯にわたって学び続ける態度を育成する重要な機能をもっております。

この機能を果たすためには、学校図書館に多様な資料が必要であり、児童・生徒は発達段階に応じて、学校図書館の様々な蔵書に触れることにより、学習を深め、健全な教養を育成することができると考えております。

学校図書館に設置する図書につきましては、全国学校図書館協議会が制定した図書選定基準等を参考に、担当教諭や学校図書館司書等の意見も踏まえ、各区立小・中学校の校長が購入する図書を選定しております。「はだしのゲン」につきましては、不適切な表現があるところのご指摘も理解できる場所ですが、表現の自由に基づき、各学校の裁量で様々な図書を購入している中で、教育委員会が特定の図書について撤去したり、閲覧自由を維持または統制したりすることは、公平性や公正性をゆがめることとなり、各学校の判断に委ねて決めるべきものと考えております。

今後も、教育委員会といたしましては、特定の図書についての配置推奨や閲覧・購入制限を行う予定はございませんが、引き続き、子供の発達段階に応じた適切な教育的配慮のもとに、図書の購入や閲覧を行うよう指導してまいります。

今後とも、本区の教育活動に対するご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

豊島区教育委員会事務局
教育総務部教育指導課長 清野 正
【お問い合わせ先】
教育指導課指導主事
電話：03-3981-1111(代表)

今後とも、区政へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
貴重なご意見ありがとうございました。

《区民の声担当》
広報課広聴・庶務グループ
代表03(3981)1111
内線2142・2143
ダイヤルイン03(3981)1172